

景観計画策定の経緯

秋田市のこれまでの都市景観施策に係る主な取組み

昭和48年10月	「公園都市秋田市をつくる条例」制定
昭和49年3月	「公園都市秋田市をつくる基本方針」策定
平成1年3月	「秋田市都市景観形成指針」策定
平成14年7月	「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」制定 「秋田市都市景観条例」制定
平成15年3月	「秋田市都市景観形成基本方針」策定 優れた都市景観の創造と保全のための施策を総合的・一体的に展開するための方針
平成15年4月	大規模行為の届出制度開始 都市景観形成に大きな影響を与える大規模な行為について事前に市に届出が必要

都市景観条例制定後の秋田市を取り巻く状況の変化

- (1) 1市2町の合併により市域が約2倍に拡大(H17.1.11)
- (2) 景観法の全面施行(H17.6.1)
- (3) 市民による景観まちづくりの取組の展開(H18~)

景観法に基づき「秋田市景観計画」の策定

目的

市民が主体的に地域の景観づくりに取り組むことができる環境を整備するとともに、これまでの都市景観施策をより効率的に進めるため。

位置付け

景観づくりを頑張っている・頑張ろうとしている地域のための制度的枠組みを整備する。さらに、景観計画策定後も、市民意識の高まりや景観形成に関する環境の変化等により適時更新を図る。

ねらい

- 1 意欲のある地域をバックアップ
 - ・地域主体の取り組みを法に基づく制度でバックアップできる。
 - ・地域からの提案を方針・ルールに盛り込む体制を整備する。
- 2 地域特性に応じた方針等の策定・市域の拡大への対応
 - ・地域の実情に即したたきめ細かな方針を、河辺・雄和も含めて策定する。
- 3 届出制度の効率的な運用
 - ・具体的な数値等の基準により、施主側が行為の際の明確な指針として活用できる。
 - ・手続の迅速化、わかりやすい指導を実現する。
- 4 秋田市の景観の変化に対応
 - ・法に基づく制度体系へ移行することで、景観悪化の抑止力を確保する。

<参考> 景観法の概要

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

景観行政団体(*)による景観計画の作成

(*)都道府県、政令市、中核市、及び都道府県知事と協議・同意した市町村 ・住民やNPO法人による提案が可能。



(国土交通省HPより)